

新宮市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての市民が、SOGIEにかかわらず、「市民一人ひとりが共に尊重し合い、誰もが安心して心豊かに暮らせる思いやりのあるまちづくり」の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SOGIE 性的指向(恋愛感情又は性的関心等の対象となる性についての指向をいう。)、性自認(自己の性別についての認識をいう。)及び性表現(服装や髪型等自己の性についての表現をいう。)の総称をいう。
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、相互に協力し合う継続的な2人の関係をいう。

(パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓)

第3条 パートナーシップ・ファミリーシップ(以下「パートナーシップ等」という。)を形成している者は、その関係にある旨を市長に宣誓することができる。

2 前項の規定による宣誓(以下「宣誓」という。)をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓しようとする者のいずれかが市内に住所を有していること(市内への転入を予定している場合を含む。)
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 相手方以外の者とパートナーシップ等を形成していないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者同士が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族をいう。以下同じ。)でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者(以下「宣誓者」という。)は、新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写しその他の現住所を証する書類(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。以下「住民票の写し等」という。)(市内への転入を予定している者にあつては、その事実を確認することができる書類)
- (2) 個人番号カード、運転免許証その他の官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であつて宣誓者の顔写真が貼付されているもの
- (3) 戸籍抄本又は戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他配偶者がいないことを証す

る書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓書は、宣誓者双方が署名したものでなければならない。ただし、宣誓者の双方又は一方の署名が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

（受領証の交付）

第5条 市長は、宣誓書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、宣誓者に対し、新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、宣誓者のいずれもが市内に住所を有していないときは、市長は、受領証に代えて新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る転入予定者受付票（様式第3号。以下「転入予定者受付票」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により転入予定者受付票を交付された者のうちいずれかが転入した場合においては、原則として、転入予定日から14日以内に、住民票の写し等を市長に提出するものとする。この場合において、宣誓者のいずれかが市内に住所を有することを確認できた時は、市長は、当該宣誓者から転入予定者受付票を返還させ、受領証を交付するものとする。

4 受領証（前項に規定する場合を除く。）又は転入予定者受付票は、宣誓者双方が来庁した場合に限り交付する。ただし、宣誓者双方の来庁が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

（近親者等に関する宣誓）

第6条 宣誓者は、受領証に、当該宣誓者の双方又は一方の者と共に暮らす未成年のこども（以下単に「未成年のこども」という。）、親等の近親者その他市長が適当と認めるもの（以下「近親者等」という。）について、家族として、その氏名及び続柄（以下「氏名等」という。）の記載を希望するときは、当該近親者等を含めた宣誓（以下「近親者等に関する宣誓」という。）をすることができる。

2 近親者等に関する宣誓をしようとする宣誓者は、新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る近親者等に関する宣誓書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、第4条第1項の規定により提出された書類を持って代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

（1） 住民票の写し等その他の宣誓者と未成年のこどもの同居の事実が確認できる書類（市内への転入を予定している者にあつては、転入及び宣誓者と未成年のこどもの転入後の同居の事実を確認することができる書類）（未成年のこどもに係る宣誓に限る。）

（2） 戸籍抄本又は戸籍全部事項証明書その他の近親者等である事実が確認できる書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

（3） 子又は親等の近親者の氏名記載に関する同意書（様式第5号）（宣誓日において15歳以上の近親者等に関する宣誓に限る。）

（4） その他市長が必要と認める書類

3 市長は、近親者等に関する宣誓書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合

は、受領証に当該近親者等の氏名等を記載するものとする。

- 4 前3項の規定は、前条第1項又は第3項の規定により既に受領証の交付を受けた者（以下「交付者」という。）が新たに受領証に近親者等の氏名等の記載を希望するときに準用する。

（宣誓内容の変更等）

第7条 交付者は、宣誓及び近親者等に関する宣誓の内容に変更があったときは、速やかに新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る宣誓事項変更届（様式第6号。以下「変更届」という。）に変更の内容を確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、住所に変更があったときは、住民票の写し等を添えるものとする。

- 2 市長は、変更届が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、当該変更にかかる事項を反映した受領証を交付するものとする。

（近親者等の氏名の削除）

第8条 近親者等に関する宣誓に係る近親者等（この項の規定による申し立てをする日において15歳以上の者に限る。以下この条において同じ。）は、自らに関するパートナーシップ等を解消するため、受領証から自身の氏名等を削除するよう市長に申し立てをすることができる。

- 2 前項の規定による申し立てをしようとする近親者等は、新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証からの氏名削除に関する申立書（様式第7号。以下「申立書」という。）に申し立てをしようとする者の本人の確認ができる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 3 市長は、申立書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、当該近親者等の氏名等を削除するものとする。

（受領証の再交付）

第9条 交付者は、紛失、毀損、汚損その他の事情により受領証の再交付を希望するときは、市長に対し、新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第8号。以下「再交付申請書」という。）を提出しなければならない。この場合において、毀損又は汚損により受領証の再交付を受けるときは、既に交付した受領証を再交付申請書に添付しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、受領証を再交付するものとする。

- 3 前項の規定により受領証の再交付を受けた者は、紛失した受領証を発見したときは、速やかに当該受領証を市長に返還しなければならない。

（受領証の返還）

第10条 交付者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、新宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届（様式第9号）に受領証を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） パートナーシップ等を解消したとき。
- （2） 第2条第2号に掲げる2人の者のいずれかが転出したとき。
- （3） 一方が死亡したとき。

(4) 第3条第2項第3号又は第4号に該当しなくなったとき。

(通称名の使用)

第11条 宣誓者は、宣誓書において、戸籍に記載されている氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第12条 市長は、宣誓者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取り扱わなければならない。

(本市施策の推進に当たっての配慮等)

第13条 市長は、この要綱の趣旨を尊重し、すべての市民がSOGIEにかかわらず、安心して暮らすことのできるまちの実現を目指した施策を行うものとする。

2 市長は、すべての市民がSOGIEにかかわらず、その社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適正な対応が行われるよう制度の周知に努めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。